

岐阜都市計画道路変更理由書（岐阜県決定）

岐阜都市計画道路 3・5・302号 柳津日置江線

岐阜都市計画道路 3・5・302号柳津日置江線（以下、当路線という。）は、旧柳津町中心部（岐阜市柳津町本郷 3 丁目地内）を起点とし、岐阜市日置江（岐阜市茶屋新田 3 丁目地内）を終点とする延長約 4,170m の幹線街路である。

当路線は、岐阜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（岐阜都市計画区域マスタープラン）において、岐阜市南西部地域における地域相互を結び一体の都市として連携強化を図る道路として位置付けている。さらに、当路線と連続する（都）柳津木曾川橋線により、岐阜市と他都市を結ぶ広域的な道路ネットワークを形成する路線でもある。

一方で、当路線が通過する佐波地区は、流通業務機能の向上及び道路交通の円滑化を図るため、流通業務関連施設を集約的に配置した岐阜流通業務団地が立地しており、岐阜市における物流の拠点形成している。

また、岐阜市都市計画マスタープラン全体構想では、名神高速道路岐阜羽島 IC に近接する岐阜流通業務団地周辺を「産業拠点形成促進地区」として位置付け、本市の活力と魅力の向上を図る拠点として、企業誘致や産業振興を展開する新たな産業拠点の形成を促進することとしており、広域道路ネットワークを有効に活用した新たなものづくり産業拠点地区として企業誘致に努めているところである。

当路線は、このような物流拠点、ものづくり産業拠点の形成を図るなど、流通機能の向上に資するため、順次整備を進めているところである。

今回、都市計画変更する区間は、当路線の終点から延長約 760m の未整備区間である。当該区間は、幅員 12m で都市計画決定しているが、岐阜流通業務団地と岐阜羽島 IC などの物流上主要な拠点施設間を連絡する道路〔（市）日置江茶屋新田 7 号線など〕との交差点 2 箇所において、右折専用車線や滞留機能を確保するため幅員の変更（ $W=12m$ 12～15m）と、見通し距離を確保するため終点交差点の線形を変更するとともに、曲線半径に応じた幅員の変更（ $W=12m$ 12～13m）を行うことにより交差点の安全性、円滑性の確保を図るものである。

なお、今回の変更にあわせ、平成 10 年 11 月に改正された都市計画法施行令に基づき、新たに車線数を定めるものである。